

修学に関する配慮申請書 (□新規・□継続)【 年度 春学期・秋学期】

申請日： 年 月 日

京都華頂大学・華頂短期大学 殿

下記のとおり、修学に関する配慮を希望します。

合理的配慮の提供には一定の時間を要するため、
配慮が必要な場合はなるべく早く申し出てください。

【申請者】

学籍番号：

学科

クラス・ゼミ担任

先生

フリガナ

学生氏名（自署）：

1. 修学上、困難を伴うこと

2. 希望する配慮の内容

3. 病名・診断名（障害の内容等）

■該当する場合はチェックを入れてください。

[現在・以前の状況] 入学以前（高校・中学校）より修学上の配慮を受けていた。

障がいや症状について相談できる主治医、相談機関等がある。

4. 証明書類の種類

診断書 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 各種検査結果 なし

その他（ ） ※提出する証明書類が何もない場合は、学生課までご相談ください。

■個人情報の取扱いについて

- ・本申請書に記載された個人情報は、修学支援のため、必要に応じて学内関係部署間で共有しますが共有部署については、申請者の意向を確認しそれを尊重するものとします。
- ・修学支援の内容については、申請者と協議のうえ決定しますが、本申請書に記載された「希望する支援の内容」の実施を約束するものではありません。
- ・個人を特定できる氏名等の内容を公表することは一切ありません。

上記の内容について、確認のうえ、同意いたします。

学生氏名（自署）： _____

合理的配慮の考え方と配慮内容を決定するまでの流れ

【「合理的配慮」の考え方】

この申請書は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に基づく意思表示として提出いただくものです。申請書の提出があった場合は、本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」に基づいて対応を行いますが、基本的な考え方は以下のとおりです。

①対象者（法第 2 条第 1 号）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

②合理的配慮の提供（法第 8 条）

申請書により、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。また、過重な負担に相当するか否かについては、個別の事案ごとに「事務又は事業への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担の程度」等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

【配慮内容を決定するまでの流れ】

①（原則として）学生本人からの申し出による。

②配慮内容を判断するための根拠資料の提供を求め、確認する。

→ 根拠資料の例（※提供については、可能な限りとする。） ・障害者手帳の種別・等級・区分認定／適切な医学的診断基準に基づいた診断書／学内外の専門家の所見／高等学校・特別支援学校等の入学前の支援状況に関する資料

③学生本人の意思決定を重視しながら、配慮の内容を検討する。

大学として「できること」「できないこと」を双方で確認しながら建設的対話を行う。

④最終的に、障がい学生委員会により配慮の内容を決定する。

■学科記入欄

現時点での学科としての対応状況や意見等をご記入ください

記入日時

年 月 日 時頃

記入者

学科長 心と身体センター委員 クラス担任 ゼミ担任 教務主任 進路指導主任 学生主任 その他

1. 現在、当該学生に対してどのような対応をされていますか？ 何等かの個別対応等があれば、可能な限り具体的に教えてください。

2. 当該学生が求めている配慮内容について、学科としてのご意見やご質問等があればご記入ください。